

平成28年度 智頭町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月8日(金)
2. 開催場所 智頭町中央公民館 3階 中会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	欠	16	中澤 一博	出

計 15名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 席番15番 國岡美保子委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 非農地等現況証明願の決定について
- (4) 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
- (5) 農業振興地域整備計画変更の意見決定について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第四回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、席番十五番國岡美保子委員が欠席の為、十六名中十五名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番七番西尾修委員、席番八番山中眞守委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
異議なしと認め決定いたします。
- 局長 それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について  
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
平成二十八年七月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧下さい。番号一番を説明いたします。  
本件は、農地の無償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。  
譲渡人は大字三吉の〇〇〇〇さん、譲受人は大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三吉地内にある畑一筆、田二筆で合計三千九十四平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営開始のため、申請の農地を譲り受けて耕作するものであります。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はあります。
- 次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、譲受人の祖母である譲渡人が、必要な農機具は所有されており効率的に利用されるものと思います。
- 次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。
  - 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、この場合該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、現在も譲受人の祖母である譲渡人が耕作しており、今後必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、今回譲渡を受ける面積が合計三十アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われれます。

申請年月日は平成二十八年六月十五日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番十二番浮田博司委員に調査結果の報告をお願いいたします。

浮田委員

調査結果の報告をします。六月十一日現地にて確認をしました。譲渡人は譲受人の祖母であり、現在は智頭に住んでいますが、来年譲渡人宅の隣接地に新居を建築し、百姓をする予定です。農機具もありますし、申請は問題ないと思われれます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第四条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。

それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。

局長

議案第二号番号一を説明します。

本件は、農地法第四条第一項の申請で、自ら所有する農地へ墓地を新設する為の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。申請人は大字大背の〇〇〇〇さんです。申請地は大字大背の畑一筆で、九十七平方メートルの内、三十三．〇六平方メートルです。智頭町は線引きしておりませんので、市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、転用区分は第三種農地と判断されます。転用目的は、既存の墓地が高所にあり、立地条件が悪い為、申請農地に移転・新設をするものです。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為、問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既存の墓地に不便を生じている為該当しないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地経営に関する事前指導通知の提出もあり、問題ないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積での一部転用であり、問題ないものと考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、すみやかに対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十八年六月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、五から七ページです。

地区担当の十番岡野吉勝委員に調査結果の報告をお願いします。

岡野委員

六月二十八日、申請人の母親と現地で話しを伺いました。既存の墓地は上の方にあり、申請人の母親も高齢の為、墓参りが不便であり、申請地は線路横で隣地の同意もあることから、墓への転用は仕方ないと考えます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について、事務局の説明をお願いします。

局長 今回三十四件の非農地等現況証明願が提出されていますが、その内、地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものは三十一件です。

それでは番号一を説明いたします。非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字大背の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田一筆で、百三平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作せず原野となり四十年以上経過した為です。申請年月日は平成二十八年六月六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四十二ページと四十三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。野原的那岐に下りる谷です。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、一、二九平方メートルです。農地でなくなった理由は、宅地となり五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十五ページと二十六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。那岐の駅前です。昔は畑があったようですが、道路拡張の時に移動させて新しく作ったようです。周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字三吉の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字三吉の畑一筆で、百二平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和六十年頃の圃場整備の際より、既に耕作に適した農地では無く、約三十年間耕作していないものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、八ページから十ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十二番浮田博司委員から報告をお願いします。

浮田委員

調査結果を報告します。七月六日に申請者の息子さんと確認しました。前の道の畦畔が残っているようです。圃場整備の時に外す予定にしておったがしていなかったということです。周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号四について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人

は、大字野原の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田一筆、畑二筆で、合計百九十四．六一平方メートルです。農地でなくなった理由は、八十二番四について、宅地となり三十五年以上経過。百二十五番一について、耕作せず原野となり二十年以上経過。百三十二番一について、雑木が生い茂り原野となり二十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地、及び人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十一ページから二十四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。家の裏であり庭木が生えております。国道の下で全く耕作していません。周囲に影響はありません。

議 長  
会 長  
岡野委員  
会 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。  
いいですか。雑木といわれましたが隣接の農地に影響はないですか。  
ないです。周りも同じ状況です。  
はい、わかりました。

議長 そのほかご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。  
続きまして、番号五について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号五を説明いたします。  
非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の畑八筆、田一筆で、合計一千四百九十三・九一平方メートルです。農地でなくなった理由は、四百八十六番、四百八十八番二、五百三十三番一について、杉を植林後三十年以上経過。五百二番、五百三番二、五百四番三、八百三番一について、杉を植林後四十年以上経過。七百六十七番について、桧を植林後、三十年以上経過しているものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、五十ページから五十三ページ、五十六ページから六十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員 調査結果を報告します。六月二十五日に確認しました。畑になったところが、山になっているようです。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして、番号六について事務局の説明をお願いします。  
それでは番号六を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の田二筆で、千七平方メートルです。農地でなくなった理由は、桧を植林し、三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十ページと六十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員 調査結果を報告します。同じく六月二十五日に行きました。植林がしてあって畑にもならんということです。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号七について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号七を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の田一筆で、二十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、五十四ページと五十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員

調査結果を報告します。六月二十五日にあがらせていただきました、畑になるような状況ではありません。周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号八について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号八を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の畑二筆で、合計三百十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、三十五年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、五十ページから五十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員  
議 長

調査結果を報告します。六月二十五日にまわりました。畑にもならない。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号九について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号九を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、鳥取市在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、三十九平方メート

ルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四ページから六十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議 長

調査結果を報告します。周りも全部植林されたものです。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号十を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、広島県広島市在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、六十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討

した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四ページから六十六ページと六十八ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議 長

調査結果を報告します。番号九と同じ場所で、同じ事由です。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局 長

続きまして、番号十一について事務局の説明をお願いします。

それでは番号十一を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、七十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し、五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四ページから六十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議長

調査結果を報告します。番号九と同じ場所、同じ事由です。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号十二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、東伯郡湯梨浜町在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字智頭の畑二筆で、百三十二平方メートルです。農地でなくなった理由は、昭和五十年頃、前所有者が申請地に建物を建築し、宅地に転用したものです。申請年月日は平成二十八年六月八日、農業委員会は同月九日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十一ページから十三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番十五番國岡美保子委員が欠席の為、同地区担当の席番十四番古谷常吉委員から報告をお願いします。

古谷委員 昨日、國岡委員から欠席の連絡をもらい、聞いた事をそのまま報告します。建物は現在もあり、非農地となっても仕方ないという事です。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十三について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号十三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、六十九平方メートルです。農地でなくなった理由は、小屋も建ち原野となり、二十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧

が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十一ページと二十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議 長

調査結果を報告します。工場が建っておりその裏に庭木が植わっておりますが、周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十四について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号十四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、鳥取市在住の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田一筆、畑三筆で、合計八十九．三平方メートルです。農地でなくなった理由はそれぞれ、国道となり四十年以上経過し確認不能、集落道となり三十年以上経過、杉を植林し四十年以上経過、林道となり三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等

につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十九、二十、二十七、二十八、四十、四十一ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。梨の販売所の辺りですがはっきりとした場所が確定出来ない場所です。部落の中の道です。山林と道になっています。周囲に影響はありません。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十五について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号十五を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑二筆、田三筆で、合計二百七十七．九一平方メートルです。農地でなくなった理由は、それぞれ、宅地及び集落道となり二十年以上経過、集落道となり二十年以上経過、墓地となり三十年以上経過、林道となり三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十九、二十、二十九、三十、四十四、四十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。家を建てた際に拡張して通路となった。国道下の墓地の残地。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十六について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号十六を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田三筆で、合計三百三平方メートルです。農地でなくなった理由は、原野となり三十年以上経過、杉を植林し四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長

期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地、また人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十九、三十一、三十四、三十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議長

調査結果を報告します。墓地の横に畑があったが荒地となっている。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十七について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号十七を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。申請人は、大字山根の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字山根の田一筆で、七百二十一平方メートルです。農地でなくなった理由は、平成二年から作業所として利用し現在に至るものです。申請年月日は平成二十八年六月十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十四ページから十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の八番山中眞守委員から報告をお願いします。

山中委員 調査結果を報告します。以前より作業所で、乾燥場のある場所です。農地に復元する事は難しいと思われま  
すので、致し方ありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

議長 ここはもともと賃貸契約はなかったでしょうか。以前に一時転用の申請があった場所ではなかったか。事務局  
で確認しておいてください。

局長 わかりました。

議長 それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十八について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号十八を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田二筆、畑一筆で、合計二百四．三平方メートルです。農地でなくなった理由は、林道となり三十年以上経過、杉を植林し四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、

農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四十七、四十八ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議 長

調査結果を報告します。道路となっており、木も植わっている。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号十九について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号十九を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、六十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉が植林され四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、三十四、三十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議長

調査結果を報告します。木が既に植わっています。周囲に影響はありません。  
以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長

続きまして、番号二十について事務局の説明をお願いします。  
それでは番号二十を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田四筆で、合計千三百五十．三平方メートルです。農地でなくなった理由は、林道となって三十年以上経過、杉を植林し四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、四十二から四十四ページと四十六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議長

調査結果を報告します。周囲に影響はありません。  
以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十一について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号二十一を説明いたしますが、地区担当九番岡田功委員が申請人となっている為、農業委員会法第二十四条の規定に基づき、議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで退席致します。（席番九番岡田功委員退室）

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、四十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四、六十六、六十八ページです。

現地調査を行った結果について、同地区担当の中澤一博委員から報告をお願いします。

中澤委員  
議長

調査結果を報告します。周囲も山林となっております、影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。（席番九番岡田功委員入室）

局長 続きまして、番号二十二について事務局の説明をお願いします。

それでは番号二十二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田一筆で、百六十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、宅地となり三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十一、二十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員長 調査結果を報告します。道沿いです。上手には畑も残っております。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして、番号二十三について事務局の説明をお願いします。

それでは番号二十三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人

は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、八十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四から六十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。植林後五十年以上経っておりまして、周りも同じ状況です。周囲に影響はありません。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長 続きまして、番号二十四について事務局の説明をお願いします。  
それでは番号二十四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字西谷の畑一筆で、二十三平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は

同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四から六十八ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員 調査結果を報告します。植林後五十年以上経っておりまして、周りも同じ状況です。周囲に影響はありません。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十五について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号二十五を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の畑二筆で、百四十四平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し三十年以上経過、墓地となり百二十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討

した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、五十、五十二、五十六、五十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員  
議 長

調査結果を報告します。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十六について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号二十六を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の田一筆で、百八十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作せず山林となり三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十五日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十二、六十三ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員  
議 長

調査結果を報告します。事務局の説明のとおりで周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十七について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号二十七を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字真鹿野の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野の畑二筆で、四百四十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十三日、農業委員会は同月十七日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、五十四、五十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の五番福安逸雄委員から報告をお願いします。

福安委員  
議 長

調査結果を報告します。事務局が説明したとおりです。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十八について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号二十八を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田二筆で、合計三十六平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作せず原野となり四十年以上、同事由により三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等

につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地  
となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということ  
になっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長  
期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地で、農地への復旧が困難な土地に該  
当すると考えます。

位置図については、二十三、二十四、三十八、三十九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員 調査結果を報告します。原野となり何も作れない状況で、事務局の説明のとおりです。周囲に影響はありま  
せん。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二十九について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号二十九を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人  
は、大字野原の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑三筆で、合計三百二十五平方  
メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し四十年以上、同事由により三十年以上経過したものです。  
申請年月日は平成二十八年六月十六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討  
した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土  
地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農  
地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧  
が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等  
につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということ

になっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、三十二、三十三、三十八、三十九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議 長

調査結果を報告します。周囲に影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三十について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号三十を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇外二十六名野原世話人〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、六．六一平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し四十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、三十四、三十五ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員  
議 長

調査結果を報告します。杉が植わっており田んぼにならない。以上致し方ありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三十一について事務局の説明をお願いします。

局 長

それでは番号三十一を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇外二十五名野原世話人〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、六．六一平方メートルです。農地でなくなった理由は、消火栓を設置し雑種地となり、三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十六日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十五、二十六ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。事務局の説明のとおりで、三十年以上前から消火栓があり何も出来ない。問題あり

ません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三十二について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号三十二を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、兵庫県宝塚市在住の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑二筆で、百三十一平方メートルです。農地でなくなった理由は、宅地となり五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十四日、農業委員会は同月十七日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、三十六、三十七ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。農地にはなりませんし、周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

局長

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三十三について事務局の説明をお願いします。

それでは番号三十三を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字野原の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の田二筆で、二百二十三平方メートルです。農地でなくなった理由は、耕作せず原野となり、三十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月十七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、二十九、三十ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十番岡野吉勝委員から報告をお願いします。

岡野委員

調査結果を報告します。国道の下で、何も作っていない場所です。申請人も体調が悪く耕作出来ない状況なので、この先も誰も作る方はないようです。周囲に影響はありません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号三十四について事務局の説明をお願いします。

局長

それでは番号三十四を説明いたします。

非農地等現況証明願の決定についてです。地籍調査事業に伴う一筆調査により申請されたものです。申請人は、大字西谷の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字野原の畑一筆で、四十一平方メートルです。農地でなくなった理由は、杉を植林し五十年以上経過したものです。申請年月日は平成二十八年六月七日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

- 一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地
- 二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地
- 三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地
- 四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっており、現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっています。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、六十四から六十六、六十九ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の九番岡田功委員から報告をお願いします。

岡田委員  
議長

調査結果を報告します。本日の申請と同じ場所で、周囲も同じ状況で影響はありません。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について  
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十八年七月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長

議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年六月二十日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が二筆、継続の利用権設定の計画が十一筆です。面積は、合計一万二千七十平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして議案第五号、農業振興地域整備計画変更の意見決定について

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので意見決定を求める。

平成二十八年七月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長

議案第五号をご覧ください。

智頭町長より農業振興地域整備計画変更の決定を求められています。

番号一番を説明いたします。

申請人は、大字埴師の〇〇〇〇さん、建築物等設置者は大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は大字埴師地

内の田二筆、合計二百九十四平方メートルです。申請理由は、建物等使用者は電子部品製品の製造業を営んでおり、事業所へ液体酸素を充填するタンクローリーが出入りする必要性がある。現在は後退で国道へ出ているが、事故の危険があるため前進で入場し、前進で退場できるスペース確保のため、既存施設の拡張を計画し、農用地区域内の農用地から除外するものです。

町の考え方は、協議地は既存の事業所に隣接している土地を選定、検討した結果、協議地以外の土地をもって代えることは困難と判断。協議地には建築物等の建設予定がないため、周辺農地の農作業等に支障を及ぼす恐れはない。また不整形な比較的小規模な農地である為、農用地利用集積にも支障を及ぼす恐れはない。隣接する水路も維持する計画である。土地改良事業による工事完了の翌年度から八年以上経過している。中山間地域等直接支払い及び多面的機能直接支払い交付金事業の対象外となっており、農用地から除外することはやむを得ないと判断する。

本議案について、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項一号から四号要件と除外案件のチェック項目について検討した結果を説明いたします。

- 一、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められること、  
とありますが、転用内容から他の土地をもって代えることはできないと判断します。
- 二、農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと、  
とありますが、建築物がないことなどから、周辺農地に影響は及ぼさないと判断します。
- 三、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、  
とありますが、不整形な比較的小規模な農地である為、積極的に利用集積を促進する農地ではないと考えます。

四、農用地区域内の第三条第三号の（農用地・土地の保全又は利用に必要な）施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、

とありますが、隣接する水路も維持し、土砂流出等支障を及ぼすおそれはないと判断します。

五、土地基盤整備事業完了後八年を経過していること、

とありますが、当該農地は、土地改良事業等の実施はない為要件を満たしていると考えます。

位置については、七十～七十三ページです。

地区担当一番小林会長に調査結果の報告をお願いします。

会 長 調査結果の報告をいたします。建築物設置者は現在工場をしており、駐車場も少なく製品の搬出等が難しい

ということで、この案件は五年も六年も前から出ていた話です。ここは基盤整備区域であり、償還期限が切れ工事完了後八年経過しないと転用出来ないということでしたが、八年以上経過し、現在の工場の二分の一以内の面積であれば許可可能ということで、今回の申請となった訳です。以上を含め調査の結果、除外はやむを得ないと考えます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。  
本日の提出案件はすべて終了しました。  
その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。  
・農業委員会憲章の周知について  
・農業者年金加入推進特別研修会について  
・平成二十八年度農地利用状況調査について  
・平成二十八年度先進地視察研修について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第四回総会を閉会いたします。  
局長 ありがとうございます。  
次回総会は、八月十日水曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十八年七月八日

会 長 小 林 功